

北播磨総合医療センター企業団財産の使用許可に関する規程

〔平成25年10月1日〕
〔企業管理規程第29号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の4第7項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条第3項の規定に基づき、北播磨総合医療センター企業団（以下「企業団」という。）の保有する財産（以下「財産」という。）の目的外使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の基準)

第2条 財産の目的外使用は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、許可することができる。

- (1) 直接又は間接的に企業団の事業活動に有用となる時、又は当該財産の機能を増進すると認めるとき。
- (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が企業団の病院事業に関連のある事項を処理するための施設の用に供するとき。
- (3) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に供するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、企業長が特に必要と認めるとき。

(許可手続)

第3条 財産の使用を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、財産使用許可申請書（別記様式）に必要な書類等を添えて提出しなければならない。

- 2 企業長は、前項の規定により財産使用許可申請書を受理したときは、その内容を調査の上、申請者の資力、信用、能力等を十分に審査しなければならない。
- 3 企業長は、使用の可否を決定したときは、申請者に決定通知書を交付するものとする。

(使用許可期間)

第4条 法第238条の4第7項の規定により財産の使用を許可する場合には、その期間は1年を超えてはならないものとし、その終期は会計年度の終期に合わせるものとする。ただし、申請者の使用希望期間がその会計年度の終期前に終了するとき、その他特に理由があると認められるときは、この限りでない。

(使用を許可する場合の使用料)

第5条 財産を用途又は目的を妨げない限度において使用許可する場合の使用料は、1月当たりの額により算出するものとし、財産の種類に応じ次の各号により算出した額を基準とし、かつ、収益性、立地又は居住の条件その他の事情を考慮して決定する。

- (1) 電柱、電話柱、埋設物等の場合には、小野市道路占用料徴収条例（昭和32年小野市条例第20号）別表を準用して得た額
- (2) 前号に規定する以外の土地を使用させる場合には、当該使用させる土地の適正な価格に1,000分の3を乗じて得た額
- (3) 建物を使用させる場合には、建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に1,000分の5と前号により算出した土地の使用料に相当する額との合計額
- (4) 建物の一部を使用させる場合には、前号により算出した当該建物の全部についての使用料に相当する額に、当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合を乗じて得た額
- (5) 建物以外の工作物を使用させる場合には、当該工作物の種類に応じ、土地又は建物の使用料の例により算出して得た額

2 入札又はこれに準じる方法（以下「入札等」という。）により、財産の使用を許可する場合の使用料の額は、前項の規定にかかわらず、当該入札等の落札金額等とすることができる。

(日割計算)

第6条 使用を開始又は終了する日が月の途中の場合における当該月の使用料は、当該月の日数による日割計算とする。

(使用料の端数調整)

第7条 第5条及び前条の規定により算出して得た1件の使用料の額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(使用料の減免)

第8条 企業長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

- (1) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。
- (2) 企業団の指導監督を受け、病院の事務若しくは事業を補佐し、又は代行する団体において、補佐若しくは代行する事務又は事業の用に供するため使用するとき。

(3) 財産の使用の許可を受けた者が、地震、火災等の災害のため、当該財産の使用の目的に供し難いと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(使用料の徴収方法)

第9条 使用料は、財産の使用の許可を受けた者から、使用を開始する日までにその全額を徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため病院財産の使用の許可を取消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、企業長は、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。